

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。）に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1 . 2 . (略)</p> <p>3 . 特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1) 預託、交付、<u>保管手数料の各徴収料率</u> (略)</p> <p>(2) 振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成18年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額  (削る)</p> <p>4 . (略)</p> <p>5 . 特例株券に係る各手数料の徴収対象者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 振替手数料 手数料及びその料率改正附則(平成18年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号に定める徴収対象者</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券（以下「特例株券」という。）に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。</p> <p>1 . 2 . (略)</p> <p>3 . 特例株券に係る預託、振替、交付、保管手数料の各徴収料率</p> <p>(1) 預託、<u>交付手数料の各徴収料率</u> (略)</p> <p>(2) 振替手数料の徴収料率 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号(注)1.に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>保管手数料の徴収料率</u> 手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割が行われた場合の当該基準日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率1.(1)株券(注)1.に定める料率に、10を分割等による調整率を変更する前の当該調整率で除して得た数(当該除して得た数が1を超えるときは、1)を乗じて得た額</p> <p>4 . (略)</p> <p>5 . 特例株券に係る各手数料の徴収対象者</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 振替手数料 手数料及びその料率改正附則(平成17年4月1日施行)第2項に規定する別表第2第1号に定める徴収対象者</p> <p>(3) (略)</p>